

無機材会規約（平成 28 年 5 月改正）

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は無機材会と称する。

第 2 条 本会は本部事務局を東京都目黒区大岡山の東京工業大学(以後本学と記する)内に置き、東北・北海道支部、関東支部、東海・北陸支部、関西支部、中国・四国支部、九州支部の 6 支部を置く。

第 3 条 本会は会員相互の親睦を図り、本学の無機材料分野の教育・研究及び学生支援、無機系工業材料関係の学会・産業界の向上発展を期することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。なお詳細は別に定める。

- 1) 会員への情報の伝達、会員間の情報の交換
- 2) 名簿の管理、発行
- 3) 本学の物質理工学院材料系無機材料分野の学生の表彰及びセミナーの開催などの支援
- 4) 会員の表彰、慶弔への対応
- 5) その他役員会が認めた本会目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

第 5 条 本会は以下の会員をもって組織する。

- 1) 本学の旧窯業および旧無機材料工学関係研究室の教職員及び学部卒業生・大学院修了者(以後出身者と記す)
- 2) 本学の物質理工学院材料系無機材料分野の教職員及び出身者
- 3) 本学の他学科・他専攻の教職員及び出身者もしくは本学以外の出身であるが本会との関係が深い方で、入会を申し込まれ、役員会で承認された者

第 6 条 会員は本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、別に定める会費を納入しなければならない。

第 3 章 役 員 等

第 7 条 本会に以下の役員を置き、任期は 2 年とする。ただし、再選は差し支えない。

- 1) 会長 1 名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 監事 2 名
- 4) 幹事 若干名
- 5) 学年幹事 若干名

第 8 条 会長、副会長、監事および幹事は総会で選出する。学年幹事は役員会の推薦等により選出され会長が任命する。

第9条 会長は本会を総理し、副会長は会長事故あるときは代行し、会務(総務、会計、企画、広報、監査など)を所管する。

幹事は本会の重要事項を審議し、地方、各職場、クラスの状況および本会に対する意見を本部に連絡する。

学年幹事は、クラスの状況を把握し、役員会に出席し、会の運営について意見を述べることができる。

第10条 本会は名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。名誉会長、相談役及び顧問は役員会で推薦して総会で承認する。

第4章 会 議

第11条 本会は毎年総会を開いて以下について審議し、出席者の過半数の賛成を得て承認・議決する。

- 1) 全年度事業報告、決算並びに監査報告
- 2) 新年度の事業計画、予算、役員改選
- 3) 規約の改廃
- 4) その他役員が必要と認めた事業

第12条 役員会は会長、副会長、幹事で構成し、会長が召集、以下の事項を審議する。

- 1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- 2) 総会に附議すべき事項
- 3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会 計

第13条 本会の経費は、会員の納入する会費、会員その他からの寄付金、その他収入で支弁する。会計年度は毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

附則 この規約は、平成29年1月1日より適用する。

過去の改正日を列記する。

昭和52年5月改正

昭和63年1月改正

平成15年6月改正

平成16年6月改正

平成18年6月改正

平成28年5月改正、なお、本改正で当会の名称を窯業同窓会から無機材会に変更した。